





平成 26 年 12 月







益田市景観計画 目次

第1	1章 はじめに	4
1	□ 益田市景観計画策定の背景と目的	5
	策定の背景	5
	策定の目的	
2	2 市・市民・事業者の責務及び役割	7
	市の責務及び役割	7
	市民及び事業者の責務及び役割	7
3	3 景観形成に関する施策の基本方針と計画の位置付け	8
	景観形成に関する施策の基本方針	8
	計画の位置付け	8
4	1 市の概要	9
	位置と地形	9
	歷史	9
5	5 景観特性と景観形成の方向性	11
	「益田市都市計画マスタープラン」に基づく「景観形成の方針」	11
	景観構造の分類	12
	景観軸	12
	地域別分類	13
	地域別分類図	13
	地域の特徴から見る景観特性と景観形成の方向性	14
6	ら 景観の分類	15
	(1) 自然景観	16
	(2)生活景観	20
	(3)歴史景観	24
第2	o 亲 目知引声の反射	
	2章 景観計画の区域	30

第3	章	良好な景観の形成に関する方針	32
1	景	観形成区域における良好な景観形成に関する方針	33
	景額	現形成の基本理念及び基本目標	33
	景額	見特性に応じた基本方針	34
		見分類別の景観形成の方針	
笙 ⁄1	音	良好な景観形成のための行為の制限	40
カナ	무	及灯は泉就が火ツ/このツ门祠り門以	+V
1	良	好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	41
	届	ナ出を要する行為	41
	適月	月除外	43
	大規	見模行為景観形成基準	44
	屋?	外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	46
	携	帯電話基地局の設置に関する指針等について	46
第5	章	景観計画重点地区の景観形成	48
1	景	観計画重点地区の位置付け	49
2	昌	観計画重点地区の指定候補地域	49
_			
3	景	観計画重点地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	59
第6	章	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	60
	_		
1	景	観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	61
2	昌	観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する基本的事項	62
_			
第7	章	良好な景観の保全・形成に向けて	64
	•		
1	良	好な景観の保全・形成のためのルールづくりと計画の見直し	65

第1章

はじめに

第1章 はじめに

1 益田市景観計画策定の背景と目的

■策定の背景

益田市は、県西部の「石見地域」に位置し、県内では最大の面積を有します。古くから、県内の「出雲地域」をはじめ、アジア大陸や山陽方面との交流が盛んであり、多方面から影響を受け独自の発展を遂げた結果、中世から戦国時代の雄、益田氏の本拠地としても栄え、数多くの文化的・歴史的な資産や遺跡が残されています。

また、市域の約 88%を占める豊かな森林と、その中国山地に源を発する一級河川高津川に加え、二級河川益田川や匹見峡など多くの自然的資源を有し、棚田をはじめとした日本の原風景を連想させる農村風景や、湾に家々が密集し日本海を臨む漁村風景、石見地方特有の赤瓦の家並みが存在するなど、景観資源も豊富に有しています。

他方では、市街地における土地区画整理事業や再開発等に伴って街路整備が進み、新たなまち並みが創出されています。しかしながら、変わりゆくまち並みの中にあっては、周辺景観への配慮や統一感のあるまち並みの保全についての対応が難しくなっているという現状があります。また、老朽化した危険な建物や空き家が放置され、良好な景観を阻害している状況もあり、適切な管理が求められています。

このような背景のもと、独自の文化的・歴史的価値のある資源を核としたまち並み景観と、地域ごとの 生業や生活に根付いた生活景観とを「守り、育てるべき景観」として保全と継承を図り、市街地では開発 を伴いながらも景観的に魅力ある住宅地が形成されるように誘導する、双方への配慮を兼ね備えた取り 組みを行っていくことが必要となってきました。

このため、平成 16 年 6 月に公布された景観法(平成 16 年法第 110 号)に基づき、本市は平成 23 年 8 月 1 日に景観行政団体となりました。そして、市民・事業者・行政が協働し、地域特性に応じた良好な景観形成を計画的に推進するため、平成 25 年 3 月 28 日に「益田市景観まちづくり基本条例」を制定しました。本計画は、この「益田市景観まちづくり基本条例」に基づき「益田らしい良好な景観形成」を目指すための計画として策定するものです。



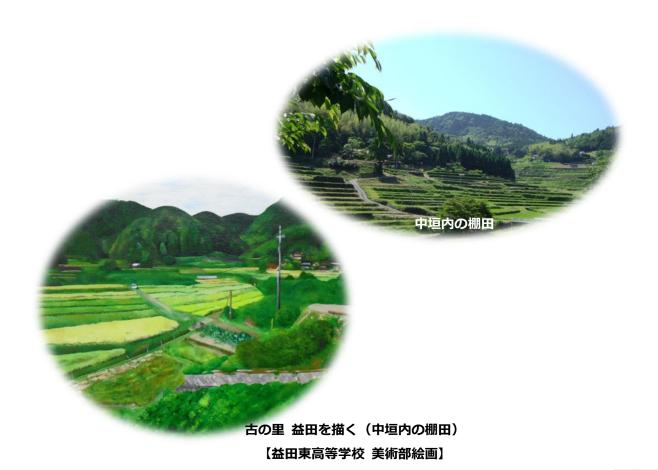
■策定の目的

景観は、それぞれの地域の「歴史に根差した風土」、「受け継がれてきた文化・伝統」による風景というだけでなく、「移りゆく季節によって異なる印象を与える自然そのもの」や、「そこに住まう人々の生活」、「土木技術等による地域整備によって、新たに創出されたもの」などが加わり、それらが一体となって感じられるものです。つまり、心象に働きかける風景や原風景と呼ばれるもののように「視覚を通して認識される風景が、個々人の五感や心に響くもの」であり、「まちの個性・表情」となるものが景観であるということができます。

景観計画を策定すると、「良好な景観を保全・創出する」ために、様々な行為の制限や届け出の義務等が生じます。しかし、市と市民及び事業者が景観の重要性と規制の必要性を理解することによって、地域独自の魅力が保たれてゆくことに繋がります。

本市が有する自然景観や文化・歴史的景観や生活景観は、「ふるさとの景観」として保全していくに値するものであり、これらの魅力をさらに高めていくことで、交流人口の拡大をはじめ、観光・農林水産業などの各分野でも相乗的効果を得られることが期待できます。また、良好な景観を保全・創出していくことは、地域のイメージアップや活性化にもつながり、今後の地域ブランド化等にも大きく貢献していくと考えられます。

本景観計画においては、後世へ伝えるべき市の景観を明らかにするとともに、市の景観形成の将来像を示すことで、市民・事業者・行政が協働して、地域の実情に即した景観づくりの実現を図ることを目的としています。



2 市・市民・事業者の責務及び役割

美しく風格のある景観を形成することにより、潤いのある豊かな生活環境の形成や個性的で活力のある地域社会の実現、市民生活の向上と地域経済・地域社会の健全な発展が可能となります。しかし、この取り組みを進めるには、市・市民・事業者がそれぞれに役割を分担し、相互に協力し合うことが必要となってきます。

このため、「益田市景観まちづくり基本条例」に基づく市・市民・事業者の責務及び役割について、以下のとおり明記します。

■ 市の責務及び役割

- 〇市は、景観法第 2 条に定める基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するよう努めます。
- 〇市は、市民及び事業者の自主的な景観の形成に関する取組を支援するとともに、これに協力するよう 努めます。
- 〇市は、次に掲げるものを行う場合には、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めます。
 - (1) 道路、港湾、河川、公園その他公共施設の整備
 - (2) 建築物、工作物又は広告物の新築、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更
 - (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵
 - (4) 土地の形質の変更
 - (5) 樹木の熊様の変更
- 〇市は、市民及び事業者が良好な景観の形成に寄与することができるよう、景観に関する意識の高揚及 び知識の普及を図るよう努めます。
- 〇市は、自らの手によってそれぞれの地域の景観を守り、育て、創ることを目的とする市民団体の育成に 努めます。

■ 市民及び事業者の責務及び役割

〇市民及び事業者は、自らが良好な景観の形成に関わる実施主体であることを認識し、景観の形成に 努めるとともに、市長が実施する景観まちづくりに関する施策に協力することとします。

3 景観形成に関する施策の基本方針と計画の位置付け

■景観形成に関する施策の基本方針

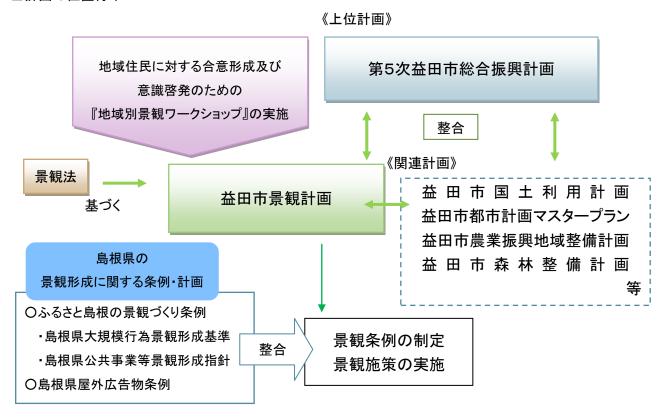
景観計画は、良好な景観の形成を図るための種々の方針及び、具体的制限事項について益田市が定める、景観に関する根幹となる計画です。市では、景観を重要な課題の一つとして捉え、「第5次益田市総合振興計画」に「美しい景観の保全」という項目を基本施策の一つとして位置付けています。さらに、「益田市都市計画マスタープラン」においても、『優れた都市景観としてのまち並みは、見て楽しい、心地よいという単純なものではなく、居住する人々の暮らしやすさや、安全性を含めたまちの質の豊かさである』とし、『地域に暮らす人々が、協調してまちを創っていくためのルールづくりを行う』という、景観に関する今後の方向性を示しています。

これら諸計画を基本とし、島根県の景観形成に関する条例・計画や、景観法との整合性を図りながら、本市の景観を守り育むとともに、新たに創出していくことによって、このまちに住む人にも、また、訪れる人にも優しい、心和む景観の形成を進めていきます。

このため、景観計画では「景観計画区域」「景観計画区域における良好な景観形成に関する方針」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」を定めます。

また、景観計画において選択して定めることとされた良好な景観形成のために必要な事項についても 地域の特性に応じて定め、景観に関する総合的なマスタープランとしての役割をも果たすことができるよ う、取り組みます。

■計画の位置付け



4 市の概要

■位置と地形

益田市は、島根県西端にあって山口県と接しており、北は日本海を臨み、南は中国山地の山々を挟んで広島県に接する、人口約5万人の都市です。平成16年11月に「益田市・美都町・匹見町」の1市2町が合併したため、市域面積約733.24 km²という、県内最大の面積を有する市となりました。

主要河川は、「一級河川高津川」と、「二級河川益田川」であり、この二大河川が日本海へと注ぐ下流域には、益田平野が三角州状に広がっています。また、高津川の支流である「匹見川」の浸食によって形成された峡谷「匹見峡」では、多くの峡谷美を堪能できます。

■歴史

本市は、原始・古代から現在に至るまでの幅広い年代に渡り、豊かな歴史や文化に彩られています。 市内には、旧石器時代以降の多くの遺跡があり、およそ2万3千年~6千年前から人々の定住が始まったと考えられています。縄文時代・弥生時代の遺跡も発見されており、中でも縄文時代の遺構や出土品が数多く発掘されていることから、遺跡の存在する地域は「縄文銀座」とも呼ばれています。

また、石見地方で最古と考えられている「四塚山古墳群(4 世紀)」をはじめ、石見地方で最大規模とされる「大元古墳群(4 世紀末~5 世紀初)」、「スクモ塚古墳(5 世紀)」、「小丸山古墳(6 世紀前半)」などが築かれていることから、これらの地域には石見地方を代表する首長が存在していた可能性も考えられています。

飛鳥~奈良時代の歌人である「柿本人麿」の生誕・終焉の地としても伝えられているとともに、中世の画聖「雪舟」が円熟期と晩年を過ごした地としても知られており、医光寺・萬福寺の「雪舟庭園」などが当時の趣を伝えています。

さらに、中世の地方豪族益田氏が本拠を置いた「七 尾城」「三宅御土居」の史跡周辺には、多くの史跡・寺 社などがまとまって残されています。



平安時代に発見された「都茂丸山鉱山(丸山銅山)」は、銀が採掘されるようになると、天領として大森の支配を受けるようになり、石見銀山とゆかりのある鉱山として、石見地域、とりわけ益田の貴重な財源となったと伝えられています。さらに、益田平野に位置する「中須東原遺跡」では、発掘調査により全国的にも珍しい「礫敷の船着き遺構」が確認され、中世の大規模な港湾遺跡であることが分かりました。これらのことからも、古来より、山陰と山陽をはじめ、アジア大陸とも結ぶ交通や交易の要衝地として、また、文化の交流・伝播の基点として発展してきた歴史を伺うことができます。

関ヶ原の合戦後の益田氏の転封により、江戸時代の益田は浜田藩と津和野藩が二分し支配する地となりましたが、この期間に地元の商人などが活躍し、地域の経済と発展を支えました。

そののち、江戸時代末期には、「扇原関門」が第二次長州戦争の戦端の一つである「石州口の戦い」 の戦場となり、新しい時代の幕開けの舞台となっています。

近代に至ると、化学療法剤サルバルサンを発見した「秦佐八郎博士」をはじめとした、多くの偉人を輩出しています。

近年では、外観に石州赤瓦 28 万枚を使用した島根県芸術文化センター「グラントワ」を核とした街路整備や、益田道路などの新たな都市の骨格となる道路事業の整備が進みつつある中で、時代の潮流と共に、本市においても人口減少・少子高齢化が進むなど地域活力の低下が懸念されており、地域の活性化のためにも、鳥取・島根・山口の3県を結ぶ山陰自動車道の整備が待たれるところです。









5 景観特性と景観形成の方向性

本市の景観は、豊かな森林と、中国山地に源を発する清流などの多くの自然的要素から成る風景、日本の原風景を連想させる農村風景や、漁師まちの特色を残す漁村風景、赤瓦・黒瓦景観などの豊富な景観資源に加え、既存の住宅密集地や土地区画整理事業等に伴い創出されつつある新しい市街地などの都市・商業的要素という複数の要素により構成されています。

このため、本市の景観特性を抽出するに当たり、「益田市都市計画マスタープラン」の「土地利用の方針及び景観形成の方針」に基づき、「拠点」と「軸」を主として、景観構造について以下の通り分類します。

■「益田市都市計画マスタープラン」に基づく「景観形成の方針」

(1)地域資源を活かした景観の保全・形成

- ・歴史的な史跡を中心とした、趣のある美しい街並み景観の保全・形成
- ・海や川、田園の風景と調和した「赤瓦の景観」を、益田らしい景観として保全・継承
- ・都市や地域の風致を形成する、市街地周辺の豊かな緑地の保存
- ・主要河川周辺の親水空間の整備などによる、水と緑を中心とした美しい水辺景観の形成
- ・優良な農地や集落内の水路、伝統的な農家住宅などから成る田園景観の保全
- ・中国山地や渓谷から成る美しい自然景観の保全

(2)公共空間における景観形成

- ・街路樹等の植栽整備、適正な舗装、電線の地中化等による、周辺の景観に配慮した道路 空間整備の推進による、美しい道路景観の形成
- ・公共施設のデザインや色彩に配慮した、魅力ある都市景観の形成
- ・各地域の特性に応じた色彩や意匠形態の誘導による、美しい地域景観の形成
- ・周辺地域との調和に配慮した屋外広告物等の規制・誘導による、美しい地域景観の形成
- ・地域の特性や周辺景観に配慮した公園・緑地の整備や管理による、美しい公園・緑地景 観の形成

(3)景観形成を促進する取り組み等

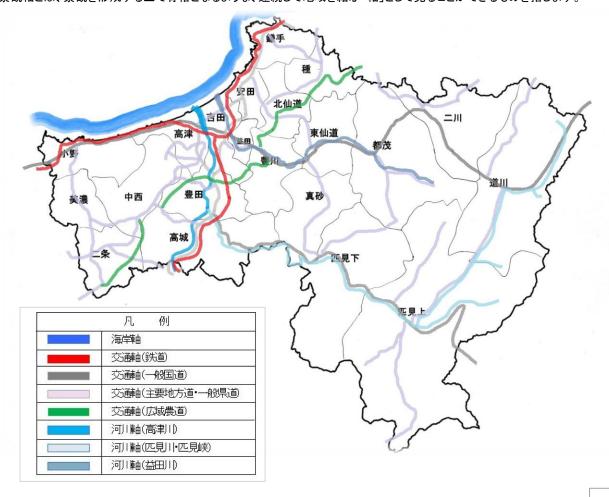
·行政・事業者・地域住民が一体となった、魅力的で特色ある景観づくりに取り組む組織体制の確立

■景観構造の分類

都市計画マスタープランに基づく構造的分類					
拠点及び軸		類型	土地利用区分及び対象	景観形成の分類	
	都市的拠点	商業·業務地	中心市街地·複合型周辺市街地		
		住宅地	既存住宅地·複合型周辺市街地	市街地の景観	
		工業地	工業地		
拠点的景観	自然的拠点	農地等	農地·農住共存地	農村の景観	
景観		山地·丘陵地	山地・山並み・丘陵地	白鉄の早知	
120		緑地等	自然公園等	自然の景観	
	生活拠点	市内全域	赤瓦等・田園・農村・漁村	生活の景観	
	歴史•文化的拠点	歴史•文化資源	文化財·伝統芸能·歴史的建造物等	歴史・文化の景観	
軸	交通軸	幹線道路•鉄道	主要幹線道路・幹線道路・鉄道	沿道の景観	
軸的景観	河川軸	河川	主要河川及び水系の河川	河川の景観	
観	海岸軸	海岸線、海辺	海岸線及び周辺地域	海の景観	

■景観軸(軸的景観)

※景観軸とは、景観を形成する上で骨格となるような、連続して地域を結ぶ「軸」として見ることができるものを指します。



■地域別分類

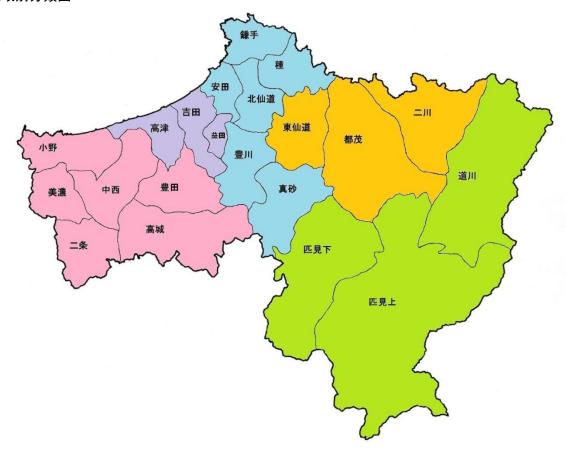
景観構造の分類に合わせ、行政区及び都市計画マスタープランの地域別構想を基本に、以下の通り 地域を分類し、景観特性及び景観形成の方向性について示します。(資料編参照)

地域区分	行政区
益田中央地域	益田·吉田·高津
益田東部地域	安田・鎌手・種・北仙道・豊川・真砂
益田西部地域	豊田・高城・二条・美濃・小野・中西
美都地域	二川·都茂·東仙道
匹見地域	匹見上·匹見下·道川

※本景観計画における地域別分類では、行政区(21区)を5地域に分けて整理しています。

このため、都市計画区域に基づき地域を分類している都市計画マスタープランの区分とは、一部異なります。

■地域別分類図



凡	例
益田中央地域	益田·吉田·高津
益田東部地域	安田・鎌手・種・北仙道・豊川・真砂
益田西部地域	豊田・高城・二条・美濃・小野・中西
美都地域	二川·都茂·東仙道
匹見地域	匹見上・匹見下・道川

■地区の特徴から見る景観特性と景観形成の方向性



益田地区

「歴史・文化のまち」として、点在する文化財等を中心とした歴史的景観と、益田川 や緑豊かな山々の自然景観とを結び、風情を活かした魅力ある景観を形成する。



吉田地区

日本海の海岸景観と、益田川や高津川をはじめとした潤いのある河川景観を活か しながら、市街地の背景となる山並み景観と住宅地・商業地との調和を図り、賑わ いの軸となる都市景観を形成する。



高津地区

地域の生活と密接に関わる中で残されてきた田園景観などの生活景観と、海岸景観や河川景観をはじめとした多様な自然景観を保全・活用するとともに、新たに形成される市街地との調和を図りながら、良好な都市景観を形成する。



益田東部地域

海岸部の集落に残る漁村特有の景観と海岸美との調和を図り、山間部の農村・田園景観や緑豊かな山々との調和を図ることで、生活景と自然景観上の対極的な性質を併せ持つ、それぞれの地域の個性を活かした特徴的な地域景観の保全・継承を図る。



益田西部地域

海岸部の集落に残る漁村特有の景観と、変化に富んだ海岸線が織りなす自然景観との調和を図るとともに、山間部の農村・田園景観や緑豊かな山々が連なる自然景観を継承することで、双方の調和を図りながら保全・活用する。



美都地域

山間部の農村・田園景観と緑豊かな山々の自然景観について、双方の調和を図りながら保全・活用する。



匹見地域

山間部の農村・田園景観と、清流や豊かな緑をもたらす中国山地を中心とした自然景観について、双方の調和を図りながら保全・活用する。

※景観形成の方向性抽出についての詳細は、資料編を参照。

6 景観の分類

景観特性及び地域別の景観形成の方向性に基づき、本市の景観は、以下のように大別することができます。



自然景観

- 河川景観
- 海岸景観
- ・山並み景観
- 眺望景観



生活景観

- 農村•田園景観
- 漁村景観
- 都市景観



歴史景観

- 歴史的まち並み 景観
- 文化 伝統的景観
- 赤瓦景観

(1)自然景観

□河川景観

本市の河川景観を形成する代表的な河川として、「高津川」「益田川」「匹見川」の 3 つが挙げられます。

中国山地に水源を発する匹見川は、「匹見峡」 と称される渓谷を形成しながら、高津川に合流し、 日本海に注いでいます。

両河川は清流として知られており、新種の淡水魚(高津川で「イシドジョウ」、匹見川で「イシドンコ」)が発見されるなど、豊かな自然環境を有しています。特に、高津川は水質日本一に輝いた地域の誇りでもあります。また、秘境とも言われる匹見峡では、切り立った岩や深い淵などの峡谷美を楽しむことができ、新緑・紅葉と併せて自然景観を満喫することができます。越冬のため訪れるオシドリの群れや、春先から初夏にかけてキシツツジが川岸に彩りを添える様子は、馴染みある景観のひとつです。

匹見川が横田地区で高津川に合流することで、河川のラインが大きく弧を描くように市内を貫流しており、流域には清流に育まれた自然景観が点在しています。この帯状の流域景観は、本市における重要な景観軸のひとつとして見ることができます。

一方、高津川・匹見川と同じく中国山地に水源を発する益田川は、かつて七尾城の外堀として利用されていたことをはじめ、市中心部の商工業の発達に活用されてきたことなどの歴史的背景を有します。

また、古くから益田川には葦が群生していたため、流域の「吉田地区」の地名の由来になったとも言われています。同様に、河川沿いには四季折々の花が植えられてきていることからも、地域住民に親しまれてきた河川であることが分かります。







この益田川と高津川の間に形成された益田平野が、今日の益田市の発展の基礎を形作ってきましたが、景観という観点からも、市民の生活に潤いと安らぎを与える憩いの場となっており、これらの河川は市の景観形成上欠くことのできない構成要素であるということができます。

□海岸景観

本市の北側、日本海に面する海岸景観は、起伏に富んだ海岸線を有していることから、海岸美の変化を楽しむことのできる景観軸として見ることができます。

本市の海岸線の両端部分は、微リアス式海岸としての特徴を有します。

西部は飯浦町から小浜町にかけての海岸線で、 山口県との県境に位置する「鑪崎」や飯浦海岸の「人形ノ鼻」、東山魁夷『濤声』のモデルになったと される「小浜海岸」などの、切り立った断崖が続き ます。

東部は木部町から西平原町へ至る海岸線であり、 漁港に適した湾状の海岸線や、「漁港の算」「詹普 の蛇砦」などの奇岩があり、湾と岩礁や奇岩の曲 折した海岸線が続いています。

複雑な地形により形成される海岸景観は様々な 表情を見せ、訪れる人に驚きと感動を与えます。そ の一方で、土田海岸などの海水浴場に適した入り 江も有しており、地域内外から親しまれています。

海岸線の中央部に位置する三里ヶ浜は、小浜海岸から遠田海岸までの東西 13 キロに及ぶ美しい砂浜がうち続く弧状海岸です。海岸に並走する国道 191 号からは、白砂青松の海岸景観を堪能できます。

この三里ヶ浜からの夕陽の眺めは、絶景として広く市民に愛されています。「観音岩」をはじめ、沖合に浮かぶ「高島」や「竺生島」などの島影に夕陽が映える様子や、砂浜に打ち寄せる白波と夕陽との対比が、印象的な夕景を演出しています。

三里ヶ浜には、穏やかな波だけでなく泡立つ大波が打ち寄せる浜もあり、夏季の海水浴のほかにマリンスポーツなどを楽しむことができ、1 年を通して多くの人々が訪れます。







これらの多様性に富んだ海岸景観は、地域住民のみならず全市民に親しまれており、雄大な海岸景観を形成している自然環境を保全していく活動や、水仙と日本海の海岸景観が堪能できる公園の整備、あるいは、景勝地をマップ化する活動など、幅広い分野で景観保全のための取り組みがなされています。このことからも、海岸景観が本市の景観全体において重要な位置を占めていることが分かります。

□山並み景観

本市の南側は中国山地に面し、県内の最高峰である「恐羅漢山」をはじめとした多くの山々が連なり、 美しい稜線を形成しています。

「寂地山」、「額々山」、「安蔵寺山」などの、標高 1,000m以上の山々は匹見町に集中しており、ナラ やブナ林などの自然的原生林が多くみられます。

その他の中山間地域にあっては、匹見町と美都町に跨る「春台山」、東仙道地区の「四つ山」、北仙道地区の「四つ山」、北仙道地区の「九九点」、東仙道地区の「大道山」、中西地区の「大道山」、東砂地区の「日晩山」などの益田市の屋根とも言える山々が点在しています。

これらの山々の連なりは、濃淡のある稜線を成 し、市街地平野部からの眺望に奥行と潤いを与え る、背景としての役割を果たしています。

この山並み景観は、春から夏にかけては緑豊かな景観を、秋には美しい紅葉、冬には雪化粧をと、四季折々に表情を変えますが、この変化こそが、美しい自然景観を構成する重要な要素のひとつとなっています。また、山々の多くは、地域のシンボルとして校歌に歌われるなど、古くから市民に親しまれています。

市内の大半の面積を山林が占める本市にあっては、山並みの美しさや豊富な緑地は豊かな自然の象徴であり、市の景観を特徴づける要素のひとつとして挙げることができます。









□眺望景観

眺望景観には、いくつかの展望地から見渡す「鳥瞰景」と、対象物を見上げる「仰望景」、広く展開する 土地を遠望する際の「遠景・中景・近景」などがあります。

鳥瞰景として代表的なものが、山頂からの眺望景観です。本市内の山々は、その山頂からの眺望が昔から市民に愛されており、登山道などの周辺環境整備がなされているものが多数あります。

多くの山頂からは、雄大な山並みや点在する集落、益田平野に広がる市街地を経て、果ては日本 海までを一望することができ、美しい自然に包まれた益田市を遠望できます。

一方、匹見町周辺の山々からは、遥か先まで続く 中国山地の壮観な山並みを堪能できます。

対して平野部では、「中西地区にある確丁池等から大道山の美しい山容を眺める」など、地域で親しまれている「山々を仰望する視点場」も多く存在します。

また、益田地区広域クリーンセンター周辺の展望台からは、萩・石見空港を経て、日本海を臨むことができます。このような遠望を楽しめる視点場も多数存在し、随所で自然景観のすばらしさを感じることができます。

これらの眺望景観は、視点場によって眼下及び眼前に広がる景観は異なるものの、開けた視界に飛び込んでくる遠大な風景は、見る人に鮮やかな印象を与えます。

このような多様な視点場からの眺望景観は、本 市の景観形成上欠かすことのできない要素のひと つです。







(2)生活景観

□農村・田園景観

本市の中山間地域においては、農業を生業としてきた集落が多く、その中でも良好な管理が保たれて

きた地域では、農地と昔ながらの農家住宅によって 形成される農村景観が残されています。

このような美しい農村景観は、個々の農地や住宅のみならず、そこに暮らす人々の生活や慣習そのものが溶け合うことで生まれ、長い年月の間受け継がれてきたものです。このため、各地域の農村景観には、それぞれの地域性に基づく特徴が表れています。また、集落内の石垣などの自然素材は、河川をはじめとした周辺の豊かな自然の恩恵であり、農村景観の構成要素のひとつとなっています。中でも、匹見町には、独特の「石積みの農村景観」が多く点在しており、地域の景観を特徴づけています。

全地域に共通する家屋の特徴としては、赤瓦屋根に漆喰白壁、若しくは板張りのものが多く見られ、家屋が散在する農村地域にあって、それらが集落に統一性を持たせています。

また、日本の棚田百選にも選ばれた、中西地区の「中垣内の棚田」をはじめ、都茂地区の「大神楽の棚田」など、美しい棚田の残る農村の佇まいも市内の各所に見られます。

一方、山間部においては、特産品の開発が進められたことに伴った、神秘的な光景の広がるワサビ田(ワサビ谷)や、低樹高化されたゆず畑の光景なども、農村地域の特徴ある景観のひとつです。

これらの農村景観は、自然と生活や文化が調和 した美しい景観を形成しており、本市の「生活景」と して重要な位置を占めています。

さらに、本市は、山陰地方にありながら比較的長い日照時間と温暖な気候とを併せ持つ自然条件に 恵まれたことで、平野部を中心に地域ごとに特色ある田園景観を形成しています。

本市の田園景観を構成する要素の最たるものとして、東西に分布し開発された「国営開発パイロット農









地(通称:開パイ)」が挙げられます。総面積 619ha(農地造成〈畑〉424ha:西部地区(高津工区:10 団地) 240ha、東部地区(益田工区:9 団地)180ha及び、区画整理〈田〉195ha)に及ぶ広大な農地は、視界を 遮るもののない開放的な印象を与えると同時に、見る人に農を通じて得られる自然の恵みや雄大さを実感させます。

また、大規模な農地として再編された圃場整備農地をはじめ、農地の集積が進められた地域にあっては、農村景観と相まって四季折々の美しい田園景観を遠望することができ、潤いのある農の豊かさを堪能できます。

これらの田園景観は、地域の人々の「農業を中心とした生活」の中で生み出されてきたものであり、 生活に密着した景観であるということができます。

このように、生業が主となり生活と密接に関わり合うことで形成された田園景観は、農村景観と併せ、本市の重要な景観構成要素として位置付けることができます。











□漁村景観

本市はいくつかの港町を有しますが、そのうち、飯浦町・戸田町・小浜町・津田町・木部町・土田町の周辺には、昔ながらのまち並みを残す漁村特有の景観を見ることができます。特に、飯浦町・津田町の港にあっては、高津港(現益田港)と並び古くから益田の有数の港として知られており、多くの漁船・商船の出入りがあったことが推測されます。

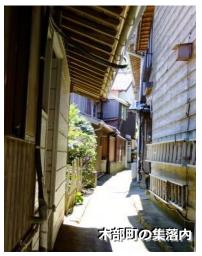
港町の集落は、湾状の海岸線に沿って家々が密集して立ち並び、集落全体に細い路地が張り巡らされているのが特徴的です。さらに、集落の山手側へ向かっては農地が点在しており、半農半漁という二面性のある集落を形成してきたことも、特徴の一つとして挙げられます。

多くの家屋が赤瓦屋根と板壁若しくは漆喰白壁、あるいは、板壁と漆喰を併用した外壁を持ち、それらが密集して集落を形成することで、一体的なまち並み景観が生み出されています。

また、海側から漁村集落を臨む時、海の青と集落の屋根の赤、背景となる山々の緑との、色彩の対比が各々を引き立て合い、美しい眺望景観を形成していることが分かります。

これらの漁村景観は、漁業に携わる生活景観が基盤となってまとまりのある集落が形成され、長い 年月を経てこれまで残されてきたものであり、農村景観と同様に、生活と文化とが調和した本市の「原 風景」に値するものと考えられます。









□都市景観

本市の主要な都市景観として、商業地景観と住宅地景観のふたつが挙げられます。

JR益田駅を中心として発展してきた駅前通りのまち並みは、近年の駅前再開発事業と都市計画道路中島染羽線の整備に伴い、大きく様変わりしました。中島染羽線は『芸術文化とふれあい賑わいをはぐくむ道』として整備され、延長 1,670mに及ぶ直線道路に沿って戸建住宅や商業店舗の更新が行われるなど駅前通りは一変し、新しい都市景観を創出しています。島根県芸術文化センター「グラントワ」まで続く沿線では、まち並みのテーマごとにゾーン分けされ、歩道の色調にも変化をつけるなどの工夫がなされています。また、「まちなかの緑」を創出するため沿道の緑化が行われており、花と緑に彩られた鮮やかな市街地景観を形成しています。

さらに、駅前通りに並走して商店街が軒を 連ねる「駅裏通り」は、昔ながらの佇まいが残 るまち並みとなっており、個性的な店舗が立ち 並びながらも、どこか懐かしさを感じさせる商 業地景観となっています。

また、益田川下流域の右岸・左岸に位置する中島・中須・中吉田地区などにおいては、土地区画整理事業に伴い新興住宅地及び商業地が形成されつつあります。

同様に、高津地区においても、国道 191 号を挟んで、大規模商業店舗を中心とした商業地と住宅地が形成されており、当市における新たな賑いの中心地となっています。

しかしながら、賑わいのある都市空間の形







成は市の活力の向上につながる一方で、煩雑な景観を生み出す危険性を伴っています。このため、他の景観特性とのバランスに対する配慮が必要となっており、都市計画マスタープランにも述べられているように、周辺に位置する都市計画公園の緑地や、益田川・高津川の親水空間、周辺農地等と調和する「豊かな都市景観」の形成について、一体的に取り組んでいくことが望まれます。

こうした都市景観は、市の顔としての役割も担う重要な景観特性のひとつに数えられるため、今後の 発展の方向性が良好な景観形成の鍵となると考えられています。

(3)歷史景観

□歴史的まち並み景観

本市を代表する歴史的なまち並み景観のひとつとして、中世に繁栄を極めた益田氏の城下町として発展した益田地区と、津和野藩の外港として発展した高津地区が挙げられます。

益田地区には地域内に城下町の名残を留める寺社や、益田氏ゆかりの史跡などが多く、まち並みからは七尾城跡や三宅御土居跡を中心に発展してきた歴史の足跡を感じることができます。また、旧山陰道の宿場町としても栄え、益田氏の転封以降は商人の町として栄えてきた経緯があります。

また、この地区の黒瓦景観も特筆すべき景観 資源です。益田地区には、中世から江戸時代に かけて建立された7つの寺と3つの神社が現存 しており、ほとんどが黒瓦屋根を有しています。 これは、寺社は早い時代から屋根材に瓦を使用 することが許されていたため、この地域の寺社も、 石州赤瓦が普及する以前に全国的に主流であった「いぶし瓦」を、屋根材に用いたものと考えられます。

その後、地域は城下町として発展し現在の益田地区の原形が出来上がりますが、集落の中心となる寺社に倣って、黒瓦を屋根材に用いたまち並みが形成されていったものと推測されます。

本市の中山間地域や海岸部では赤瓦屋根が 主流であることから、この地域に黒瓦屋根の景 観が形成され、さらに現在も残されていることは、 地域の歴史的な特性が表れた貴重なものとして、 本市の景観構成要素のひとつに加えられます。

また、このような歴史的要素に加え、七尾城跡を含む山並みがまち並みの背景となっていることや、三宅御土居跡のモミノキなど身近に歴史を感じることのできる環境が残されており、「歴史を活かしたまちづくり」について、地区内でも多くの取り組みがなされています。

一方、高津地区には、江戸時代以降の歴史を









持つまち並みが残されています。

江戸時代、益田は浜田藩と津和野藩が二分する支配を受けますが、この時、高津地区は津和野藩 の外港として発展した経緯があり、この津和野藩主によって現在の場所に移築された柿本神社を中心 として、昔の面影が残るまち並みが形成されています。

高津地区の柿本神社から続く門前町(鳥居前町)では、通りに沿って平入切妻造りの伝統的な商家建築住宅が軒を連ねる、歴史を感じさせるまち並みとなっており、密接した家屋からは景観的な連続性が感じられます。また、ひとつ奥まった路地にも、懐かしさと生活感を感じさせるまち並みが残されています。

益田川・高津川流域に位置する両地区は、河川 と海洋貿易を基盤とした流通によって栄えてきた

半面、度重なる水害により多くの家屋が流出したことに加え、時代とともに住宅の形態も変化しているため、徐々にまち並みの統一感が失われつつありますが、それでも往時を偲ばせるまち並みが現存しているという特徴があります。これは、大幅な開発がなく、当時の地割や街道をはじめとした歴史的な道筋が、現在もそのまま残っていることが要因として挙げられます。

これらの背景から、『歴史を活かしたまちづくり事業』 として、点在する史跡や既存のまち並みを活かしたまち づくりをはじめ、残されている歴史的道筋を基調とした 街路整備の計画が進められた経緯もあり、暁音寺の鍵 曲がり空間を活かした「沖田七尾線」、医光寺・萬福寺 の参道や門前町を基本とした修景的な都市計画道路 の整備(「医光寺線」「染羽線」「萬福寺門前線」)等に取 り組んでいます。





このように歴史に裏打ちされたまち並み景観は、本市の重要な景観資源であり、本市の成り立ちを 後世に伝えるための大切な景観として捉えることができます。

□文化•伝統的景観

本市の文化・伝統的景観としては、地域の祭りや神事が伝統行事として継承されてきたものが位置付けられます。

まず、祭事が里文化と融合し、伝統芸能として確立され継承されてきた「伝統芸能のある景観」として、「田植囃子」と「石見神楽」が挙げられます。

農村部の各地域に伝わる「田植囃子」は、「田ばやし」「花田植え」とも呼ばれ、保存会が結成され、継承されています。この「田植囃子」は、かつては全国的に行われていた田植行事でしたが、伝統芸能として現存しているのは、中国地方でもごくわずかの地域と言われています。保存会では、伝統芸能としてだけでなく、「田植囃子のある景観」そのものが懐古的で貴重なものであると考え、「ハレの日の行事」として、季節を問わずイベント時に披露するような取り組みが行われています。



また、石見地方特有の「石見神楽」も、神事から派生し奉納舞へと形を変え、各地域へ伝承されてきたものです。石見神楽は、「八調子」と呼ばれる速いテンポで舞われることが大きな特徴ですが、豪華絢爛な衣装や、「秋の奉納舞」として各地の神社で夜通し舞われることも特色のひとつです。

一方、「八調子」が主流となっている本市の神楽の中にあって、匹見町三葛の「三葛神楽」では、現在も「六調子」の舞いが継承されており、県の無形民俗文化財に指定されています。



古式ゆかしい伝統的な景観を今に伝える「祭りの景観」としては、高津地区の「八朔祭」や「ホーランエー」、益田地区の「七尾まつり」が挙げられます。

柿本人麿の生誕の日とされる陰暦8月1日にちなむ祭事で、豊穣祈願の祭りとして柿本神社で行われる「八朔祭」では、柿本神社参道から高角橋までの約200mに渡り屋台が並び、勇壮な流鏑馬も併せて催されるため、多くの人で賑



わいます。

また、船神事として伝わる「ホーランエー」は、江戸時代の高津川河口での海上流通に端を発する神事であり、豊漁・安全祈願の祭りとして現在も保存会によって継承されています。

一方、「七尾まつり」では、菅原道真公伝説にまつわる「大行司・小行司」を主とした道中行列が催され、約 120 年に渡り受け継がれてきた時代絵巻を堪能できます。

これらの「伝統芸能のある景観」や「祭りの景観」は、非日常的な「特別な景観」であると同時に、連綿と受け継がれてきた行事であるために、見る人の心象に働きかけます。

また、各地域の伝統を受け継ぐ「社中」や「保存会」による活動によって次世代への伝承が上手く行われ、現代ではとても希少な3世代交流が実現しています。このことは、伝統的・歴史的景観が地域で「守り伝えるべきもの」として捉えられていることの表れであり、本市の重要な情緒的景観要素であると考えられます。





□赤瓦景観

市内の各地域では、赤瓦屋根を基調とした家屋が集落単位で存在する、石見地方特有の「赤瓦景観」を有しています。

特に、農村部・漁村部においてその傾向は顕著であり、家屋が散在する農村部にあっては、赤瓦屋根によって集落に統一感が生まれ、さらに、屋根の赤と農地や山々の緑、空の青とが織りなす美しい農村景観を創出する一端を担っています。

また、家屋が密集する漁村部においては、一体 となった集落の屋根の赤と、海の青と山の緑とが 帯状に重なり合い、漁村景観特有の鮮やかな対 比を生み出しています。

これらの赤瓦景観は、石見地方特産の「石州瓦」が、「寒さにも塩害にも強く、防水性も高い丈夫な瓦」として、各地の街道や港、河川を経由して、広範囲に伝播していったことから形成されたと考えられており、本市においても主要路線と点在する漁港、河川沿いは、赤瓦景観で結ばれています。

このような地域性と歴史的背景に伴い、平成17年に完成した島根県芸術文化センター「グラントワ」には、屋根瓦に12万枚、さらに壁瓦として16万枚の石州赤瓦が使用されています。建物全体を赤瓦で覆うことによって、これまでにない美しい建築物となり、赤瓦の新たな魅力を伝える建物として、益田市のみならず石見地方の芸術と文化の核となる施設となっています。

これまで本市における赤瓦景観は、地域住民にとっては、身近でごく自然なものであり、特別な 景観として認識されていませんでしたが、近年、そ の存在が見直され始めており、徐々に地域の特性としての評価が高まっています。







これらのことを踏まえ、赤瓦景観は、その歴史的な価値も含めて本市の重要な景観構成要素であり、また、「点在する地域を赤瓦が結ぶ」景観軸のひとつとして見ることができます。

第2章

景観計画の区域

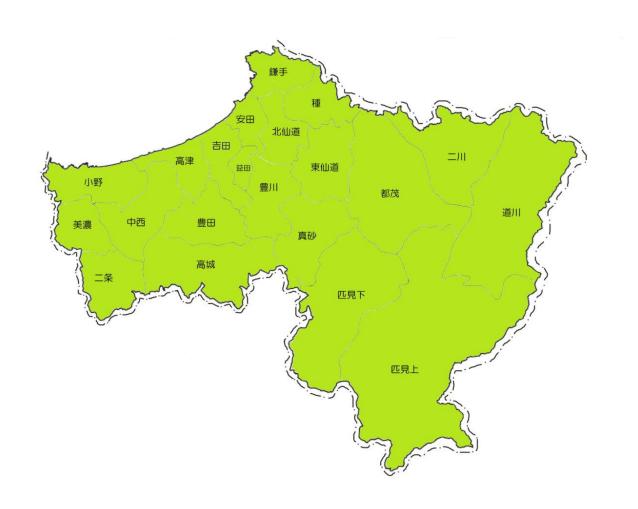
第2章 景観計画の区域

1 景観計画の区域

■景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

本市は豊富な自然景観に加え、歴史的・文化的価値を持つ景観資源が市全域に多く分布しています。 これらの個性に十分配慮し、保全・形成、または創出を図るため、市全域を景観計画区域とします。

また、景観計画区域内において、景観の特性が異なる地域ごとにその地域特性に応じた良好な景観形成のための基準等を定めていきます。



第3章

良好な景観の形成に関する方針

第3章 景観形成区域における良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の基本理念及び基本目標

■景観形成の基本理念

前章までの本市の景観特性とそれぞれの課題を踏まえると、今後の景観形成に当たっては、「自然景観と生活景観の調和」「生活に調和した歴史・文化の保全」が重要となってきます。

そのため、以下の基本理念のもとに、良好な景観の保全・創出を図ることとします。

基本理念

『自然と歴史が調和した"益田らしさ"が感じられる景観を、 後世へ伝えるまちづくり』

■景観形成の基本目標

基本理念に基づき、本市の地域特性に応じた景観等を保全・創出し、後世へ伝えるために、基本目標を次のとおりとします。

基本目標

「地域の特性を知り、良好な景観への意識を高める」

これまで詳述してきたとおり、市内の景観は、各地域それぞれの地理的要因や歴史・文化的要素などに加え、生活や風習、生業などの条件が加わることで、それぞれの景観特性を有しています。

各地域の景観特性は、有名無名を問わず、そこに住む人、または訪れる人によって愛され、親しまれてきた結果、現在まで存続してきたものも多く存在します。また、賑わいや活力の再生のために地域を挙げてまちづくりに取り組み、創出されてきたものもあります。

これらの各地域の特色ある景観を「保全し、または創出し、後世へ伝える」ための取り組みを行う際には、自ずと地域の景観特性を再認識する必要があり、それに伴い良好な景観に対する関心と意識の向上が不可欠となるため、ここに掲げる基本目標に沿って取り組むことが肝要となります。

2 景観特性に応じた基本方針

■景観特性に応じた基本方針

良好な景観形成を図るため、次の3つの基本方針を定めます。

<基本方針 1> 水と緑に親しむ景観づくり

高津川をはじめとした豊かな自然環境を有する河川と、その流域の緑から成る美しい景観、起伏に富んだ海岸線から成る海岸美の景観、四季折々に表情を変える山並みの景観や、中国山地や日本海までを遠望する眺望景観などの、「潤いと安らぎを与える自然景観」の保全に努めるとともに、その魅力を引き立て、住まう人にも訪れる人にも親しみやすい景観づくりを目指します。

<基本方針 2> くらしと心が豊かになる景観づくり

地域の特性が表れた「生活景(生活の営みが色濃くにじみ出た景観)」の息づく農村や漁村の景観、農の恩恵を享受できる田園部の景観、地域の賑わいや活力を代弁する都市景観などは、自然と生活が調和することで形成されています。

この「地域の特徴に根差し、自然と調和した心地よいまち並み景観」の保全及び形成に努めることで、 快適でゆとりのある暮らしを支えるとともに、のどやかさや豊かさを五感で感じることができる景観づくりを 目指します。

<基本方針 3> 歴史・文化に興味関心が持てる景観づくり

益田地区をはじめとした各地域の歴史の面影を感じさせる景観や、黒瓦屋根の風情あるまち並みの景観、石見地方特有の赤瓦屋根のまち並み景観などの、市の成り立ちの足跡を辿ることができる「歴史ある景観」や、伝統芸能や伝統行事などの「長い時をかけて醸成された文化の景観」は、一朝一夕で形成することができない「市の財産」として守り伝えるべきものです。これらの景観や伝統を地域の資源として保存・伝承する活動を行う人々と連携し、歴史・文化に興味関心が持てる景観づくりを目指します。

景観分類別の景観形成の方針

基本方針に基づいた景観分類別の景観形成の方針は、下記のとおりです。

<基本方針 1> 水と緑に親しむ景観づくり

【自然景観】

河川景観



- ・高津川と益田川沿いの環境を保全することで、潤いのある河川景 観を維持するとともに、水に親しむことのできる水辺空間(親水空間)を形成する。
- ・高津川沿いの環境を「流域景観」として一体的に保全することで、 潤いのある河川景観を維持するとともに、高津川の清流としての価 値観を損なうことのないよう、屋外広告物等の色彩に配慮する。
- ・各地区内を流れる河川は重要な景観軸のひとつであり、潤いのある河川景観を維持するために、周辺環境整備の際には色彩等に配慮する。
- ・景観保全のための地域づくり活動については、継続的な支援を図 る。

分類される地域区分

全地域(各地域の河川流域)

海岸景観



- ・美しい海岸景観を保全するため、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮する。
- ・白砂青松の海岸景観を保全するため、松林をはじめとした自然環境に配慮し、住宅地と海岸部との調和のとれたまち並み景観を形成する。
- ・海岸部の「漁村特有の景観」は、本市の貴重な景観資源であるため、建築物等の色彩や形態・意匠には十分に配慮し、海岸景観と一体的な保全を図る。

分類される地域区分

高津地区・吉田地区・鎌手地区・安田地区・小野地区の海岸線

山並み景観



- ・益田中央地域市街地の背景となる『みどりのびょうぶ』を保全し、良好な山並み景観を維持するために、建築物等は稜線を妨げないよう配慮する。
- ・各地域の景観の背景となる山並みについては、季節ごとに彩りを 添える貴重な自然景観であることから、現状を損なわないためにも、 建築物等により稜線を妨げないなどの配慮に努める。
- ・緑豊かな山々の自然景観の維持・保全のため、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮する。

分類される地域区分

全地域

眺望景観



- ・良好な眺望景観を有する山々については、維持管理のための地域 活動等への配慮に努める。
- ・鳥瞰景、仰望景の視点場付近での建築物及び工作物等の建設にあたっては、眺望を妨げないための配慮に努める。

分類される地域区分

全地域

<基本方針 2> くらしと心が豊かになる景観づくり

【生活景観】

農村•田園景観



- ・住宅をはじめとした建築物等については、形態・意匠及び色彩等に 配慮し、農地との調和を重視することで良好な農村景観の保全を図 る。
- ・建築物の意匠のひとつである鏝絵については、地域の伝統的な意匠として、保全・継承について配慮する。
- ・山間部では、主要幹線道路の沿線及び河川沿いに赤瓦屋根を持つ住宅が点在し、農地・自然の緑と調和しながらそれぞれの集落を形成しているケースが多いため、現状の良好な景観を維持するためにも、屋外広告物・建築物・工作物の色彩及び形態・意匠に配慮する。
- ・匹見地域については、金属系の屋根材を用いている場合でも、比較的周囲のまち並みに合わせた色彩が用いられていることが多いため、景観に統一感がある。この一体感が損なわれないように、今後も配慮する。
- ・農の恩恵を感じることができる農地の緑に配慮し、建築物及び屋外 広告物等の形態・意匠及び色彩等に配慮し、周辺農地との調和を重 視することで農村・田園景観双方の保全を図る。
- ・農業は基幹産業であり、また、農地はふるさとを感じる景観要素の ひとつでもあるため、過疎化や高齢化、離農等に伴い発生する耕作 放棄地の問題については、可能な限り現状の維持に努めることで、 良好な田園景観を保全する。

分類される地域区分

海岸部及び都市的拠点地域を除く全地域

漁村景観



- ・生活と地域文化や風習から生み出された「漁村特有の景観」は、本市の貴重な景観資源であるため、建築物等の色彩や形態・意匠には十分に配慮し、まち並みの連続性などを損ねないように配慮する
- ・建築物の意匠のひとつである鏝絵については、地域の伝統的な意匠として、保全・継承について配慮する。
- ・漁村景観は、海の青と集落の屋根の色、背景の山並みの緑が対 比し合って鮮やかな集落景観を形成していることから、現在、良好な 漁村景観を有する地域については、既存の景観を乱さないよう建築 物等の素材や色彩に配慮する。
- ・集落内を網羅する生活道は、地域の特色ある景観を構成する要素 のひとつであることから、建築物等の建設の際にはスペース等の配 慮に努める。

分類される地域区分

鎌手地区・安田地区・小野地区の海岸部の集落

都市景観



- ・益田市の玄関口であるJR益田駅周辺の地域は、市の顔として相応しいまち並み景観を形成する。
- ・蟠竜湖及び万葉公園の緑地については、中心部の都市景観の中にあって緑地景観を構成する重要な要素であることから、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮し、周辺の環境保全に努める。
- ・高津地区内一般国道 191 号沿いの新たな市街地については、周辺の既存住宅地と調和した景観形成及び、商業施設の集積を行うとともに、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・土地区画整理事業地内では、周辺の農地と調和した住宅地の景観 形成及び、商業施設の集積を行うとともに、屋外広告物・建築物・工 作物等の色彩及び高さ等に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・市道吉田横断 13 号線及び都市計画道路中島染羽線の整備に伴い、沿線周辺に新たに建設される住宅等については、周囲のまち並みとの調和に配慮することで、既存のまち並みとの一体性を保つ。

分類される地域区分

益田中央地域

<基本方針3> 歴史・文化に興味関心が持てる景観づくり

【歴史景観】

歴史的まち並み景観



- ・門前町の面影が残るまち並みや、住宅の軒や屋根勾配をはじめと した色彩や素材・形態・意匠などに統一感のあるまち並みについて は、歴史的・文化的景観資源として活かし、歴史を感じられる趣の あるまち並み景観として保全・活用を進める。
- ・点在する歴史的・文化的景観資源に配慮し、資源を活かした歴史 的な佇まいを感じられるまち並み景観を形成する。
- ・地域の生活道路でもある「通り」は、それぞれに歴史的な風情を持つことから、屋外広告物・建築物・工作物等は周辺のまち並みとの調和に配慮し、魅力あるまち並み景観の保全・創出を図る。
- ・地域の歴史と生活が表れている黒瓦屋根のまち並み景観については、伝統的な景観として保全・継承を図る。

分類される地域区分

益田地区•高津地区(一部)

文化•伝統的景観



- ・「伝統芸能のある景観」や「祭りの景観」を演出する各地域の伝統 行事や神事・祭事については、文化・伝統的な景観として保全・継 承を図る。
- ・各地域の伝統を受け継ぐ「社中」や「保存会」による活動は、活動の継続及び次世代への伝承の必要性から、継続的な支援を図る。

分類される地域区分

全地域

赤瓦景観



- ・赤瓦屋根の家々が点在する農村景観については、伝統的な景観 として保全・継承を図る。
- ・新たな市街地が形成される地区については、赤瓦のまち並みの残る地域と調和した住宅地の景観形成及び、商業施設の集積を行うとともに、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮し、赤瓦景観を主とする既存住宅地との調和を図る。

分類される地域区分

益田地区を除く全地域

第4章

良好な景観形成のための行為の制限

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

前章までの景観形成に関する方針等を踏まえ、景観計画区域内(景観計画重点地区を除く市全域※)において、以下に示す一定の規模以上の行為(大規模行為)について、市長への届け出が必要な行為とします。

届け出が必要な行為を定め、市民や事業者の理解と協力を得ながら各基準に配慮することで、"益田らしい景観"の保全・形成に努めていきます。

※景観計画重点地区が定められるまでは、全市域に以下の届出対象行為が適用されます。なお、景観計画重点地区においては、具体の景観形成基準が定められた場合には、個別に届出対象行為を定めます。(第5章参照)

■届け出を要する行為

周囲の景観に影響を与える影響が大きいと考えられる大規模な建築物や工作物等の建築行為等を届け出が必要な行為(届出対象行為)と定めます。

届出対象行為については以下のとおりとします。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更
 - (自己用一戸建て専用住宅及び農林水産業併用住宅を除く)
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (5) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (6) 水面の埋立て又は干拓

※詳細は、別表のとおり。

届出行為一覧表					
	行為の種類	左の行為のうち届出の対象となる規模			
عے	受物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更するとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(自己用一度で専用住宅及び農林水産業併用住宅を除く)	高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000 ㎡を超えるもの			
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若し	垣(生垣を除く)・さく・塀・擁壁等	高さ 5mを超えるもの			
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さが 13m又は築造面積が 1,000 ㎡を超える もの (注 1、2)			
	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 太陽光発電施設(同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、	注 1: 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが 5mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが 13mを超えるもの			
	クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又 は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	注2:太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が1,000㎡を超えるもの			
なる修繕	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ 13m又は築造面積 500 ㎡を超えるもの (注 3:注 1 に同じ)			
岩しくは模様替	電気供給のための電線路、有線電気通信のための 線路、空中線等(これらの支持物を含む)	高さ 20mを超えるもの(支持物が建築物と一体と なって設置される場合は、支持物の高さが 10mを 超え、かつ、支持物の上端までの高さが 20mを超えるもの)			
又は色彩の変更	橋梁(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用 のものを除く。)	全て			
変更	広告板、広告塔、装飾塔等	高さ 13m又は表示面積 25 ㎡を超えるもの (注 4:注1に同じ)			
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令 で定める行為		面積が 10,000 ㎡(都市計画区域にあっては 3,000 ㎡)を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ 5m及び 10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さが 5m又は面積が 1,000 ㎡を超えるもので、堆積期間が 90 日を超えるもの			
土地の変	の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質 更	面積が 10,000 ㎡(都市計画区域にあっては 3,000 ㎡)を超えるもの、又は高さ及び長さがそ			
水面の埋立て又は干拓		れぞれ 5m及び 10mを超える法面若しくは擁 壁を生じるもの			

■適用除外

- (1)災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2)通常の管理行為、軽易な行為
 - (建築物関係) ①増・改築部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの
 - (建築物、工作物関係) (1)面積が 10 ㎡以下の外観の変更
 - (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積関係)
 - ①漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における物品の堆積
 - ②港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における物品の堆積
 - ③都市計画法区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における物品の堆積
 - ④堆積の期間が90日を超えないもの
 - (その他) ①地盤面下又は水面下における行為
 - ②法令又はこれに基づく義務の履行として行う行為
- (3)国の機関、または地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に協議を要請することができる。
- (4)次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ①文化財保護法、島根県文化財保護条例、益田市文化財保護条例
 - ②自然公園法、島根県立自然公園条例、島根県自然環境保全条例
 - ※自然公園の普通地域内の行為については、自然公園法、島根県立自然公園条例に基づく届 出を要しないとされている行為であっても、大規模行為に該当する場合には景観条例に基づく届 出は必要
 - ③都市計画法(地区計画等に定められた事項)
 - ※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一 な場合に限る
 - ④益田市環境保全林設置及び管理に関する条例
 - ⑤益田市漁港管理条例
- (5)景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う 行為
 - ①景観地区及び準景観地区
 - ②景観重要建造物
 - ③景観重要公共施設
 - 4)景観農業振興地域整備計画
- (6)屋外広告物法、島根県屋外広告物条例
 - ※自家用広告物等については、島根県屋外広告物条例に基づく許可を要しないとされているものであっても、大規模行為に該当する場合には景観条例に基づく届出は必要
- (7)土地改良事業、土地区画整理事業
- (8)一戸建て専用住宅(持ち家に限る)、農林水産業併用住宅
- (9) 既着手行為(平成 27 年 6 月 30 日までに着手している行為)

■大規模行為景観形成基準

市全域を対象とした大規模行為景観形成基準は、以下に示す内容とします。

(表) 景観形成基準

事項	景観形成基準		
基本的	・地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図るこ		
事項	と。		
共通事項	景観を損なると。・行為地内にこと。	うことのない で複数の強 引中は、敷	也(以下、「行為地」という。)の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良好ないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮するは周辺の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮
	行為		景観形成基準
	13	位置	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
		規模	・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。
		形態	・地域の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。
個別	建新築し転変と繕模は変築築、く、更と若様色更物、築は観るるく替彩の増若移をこ修は又の	意匠	・地域の景観と調和するよう配慮すること。 ・建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
別的事項		色彩	・けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
		素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
		敷地の 緑化	・敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生垣等の植栽に努めること。 ・樹容又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
		その他	・屋外駐車場は、できる限り出入り口を限定するとともに、生垣、塀、さく等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。 ・屋外照明等は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ・空気調和設備等の室外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。 ・アンテナを共同化するよう努めること。

事項	行為		景観形成基準
	工作物の 新、改築、 ひ、 と は 移 しく は 移	位置	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
		規模	・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。
	転、外観を変更するこ	形態	・周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	ととなる修	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。
	繕若しくは 模様替又	1年 ¥%	・けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	は色彩の変更	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
		敷地の 緑化	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生垣等の植栽に努めること。 ・樹容又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
個別的事項	都法12定行他定 屋る棄資他の市第項る為政め 外土物源の堆計条に開そ令行 お、再そ物積画第規発ので為 け廃生の件	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
		緑化	・行為を修了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
		堆積の 方法	・主要な展望地及び道路等の公共用地等からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
		遮へい	・敷地外からの出入り口は、できる限り限定すること。 ・敷地周囲の緑化に努める等、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	土 墾採のの地のの土鉱採の形ののでは、 とりまままでは、 はいままままままままままままままままままままままままままままままままままま	遮へい	・敷地外からの出入り口は、できる限り限定すること。 ・敷地周囲の緑化等により、周囲の道路等からの遮へい措置を講じることこと。
		措置	・長大な法面又は擁壁を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
			・行為を修了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
		その他	・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
	水 面 の 埋 立 て 又 は 干拓	変更後 の形状	
*\ \		+ 甘 : # ! = _	」 ルンでは 「皀根県大規模行為暑観形成其淮 Ⅰ及び「地域別暑観形成方針」「Lまわ暑観色

[※]大規模行為景観形成基準については、「島根県大規模行為景観形成基準」及び「地域別景観形成方針」「しまね景観色 彩ガイドライン」に準拠しています。

■屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 屋外広告物については、景観を形成する重要な構成要素であることから、きめ細やかな規制・誘導を 図っていく必要があります。このため、「島根県屋外広告物条例」における基準に基づき、適切に誘導していきます。

なお、今後必要に応じて市独自の屋外広告物条例の制定も視野に入れながら、まち並みに調和した賑わいの創出と良好な景観の保全を目指します。

■携帯電話基地局の設置に関する指針等について

近年、通信手段として日常生活において必要不可欠となっている携帯電話ですが、携帯電話基地局の設置に当たっては、その規模から、良好な景観形成に少なからず影響を与えるものと考えられます。

このことから、良好な景観形成を踏まえた情報化の推進を図るため、基地局の位置選定を行う際には、「ふるさと島根の景観条例」に基づく「携帯電話基地局の設置に関する指針」等に準じ、良好な景観形成のための誘導を図ります。

第5章

景観計画重点地区の景観形成

第5章 景観計画重点地区の景観形成

1 景観計画重点地区の位置付け

景観計画では、景観計画区域内において、特色あるまち並みを有する地域や、新たな景観を創出していく地域などについては、景観法に基づく区域区分を行い、「景観計画重点地区(以下、「重点地区」という。)」に位置付けることができます。

重点地区は、良好な景観形成に向けて重点的・計画的に整備を行う必要がある地区として指定しますが、 指定に当たっては、地域住民等の意見や地域の現状と課題を踏まえた個別の景観形成方針等が必要となります。この独自の景観形成方針に基づいて、よりきめ細やかな景観形成基準を設け、保全すべき景観に 応じた景観誘導を行っていきたいと考えています。

2 景観計画重点地区の指定候補地域

本市の特色ある景観や市の顔としての景観を有する地域については、重点地区として指定することを検討したいと考えています。

なお、選定に際しては、下記の内容を重視しています。

※ "益田らしい"特色ある景観が色濃く残っている地区

- *山地・渓谷・河川・海岸などの自然景観の地区
- **歴史的・文化的な景観の地区
- ※生活が営まれる中で形成された農漁村特有の景観の地区
- *市街地景観や新たな都市景観が創出される地区

【重点地区候補地域】(※景観重点地区への指定は、各地域での合意形成を基本とします。)

基本方針1「水と緑に親しむ景観づくり」より

- •河川景観:高津川流域(飯田・横田・安富・向横田・神田地区の高津川に面した地域)/ 匹見峡・匹見川流域(高津川との合流地点まで)
- 海岸景観:海岸線全域山並み景観:四つ山
- ・眺望景観:四つ山から見た美都町仙道地区・朝倉地区の一部

基本方針2「くらしと心が豊かになる景観づくり」より

- •都市景観:中島染羽線沿線(駅前通り~グラントワ前の直線道路部分)/ 区画整理事業実施地区(中吉田平田地区、益田川左岸北部、益田川左岸南部)
- •農村・田園景観:美都町都茂地区・丸茂地区の一部
- ・漁村景観:飯浦地区/戸田・小浜地区/津田地区/木部地区/大浜地区/土田地区の一部

基本方針3「歴史・文化に興味関心の持てる景観づくり」より

•歴史的まち並み景観:高津柿本神社参道周辺地区/七尾地区の一部/萬福寺参道周辺地区/ 医光寺参道周辺地区

【重点地区候補地域の概要】 ※エリアは、現段階でのゾーニングであり、確定ではないこと。

上生	『点地区候補地域の概要】	】 ※エリアは、現段階でのゾーニングであり、確定ではないこと。		
分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案	
	高津川流域	・国道 9 号を視点場とした高津川と、その流域景観。 ・高津川流域に点在する地区を結ぶ、赤瓦屋根のまち並み景観。	・現在の良好な河川景観を損なわないよう、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。	
河川景観	高津川流域	建川を中心に眺望できる区間 特石 特石 特石 特石 特石 特石 特石 特石 特石 特石	中有 中 市 田	
観	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案	
	匹見峡·匹見川流域	・国道 191 号・488 号を視点場とした匹見峡及び匹見川と、その流域景観。	・現在の良好な河川景観を損なわないよう、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。	
	匹見峡及び匹見川流域			
	匹見峡・匹見川を中	『心に、国道から眺望できる区間		

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	海岸線全域	・国道 9 号、191 号及び県道・鉄道 を視点場とした、日本海に面する 海岸線の美しい景観。	・屋外広告物及び工作物の高さ・色彩について、島根県屋外広告物条例の規制に基づき、海岸景観の保全を図る。
海岸景観	鉄道から	毎岸線までの区間 国道及び県道から海岸線まで 日本	の区間 連用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	四つ山	・美都町熊子地区の展望所から見た、四つ山の良好な眺望景観。 ・美都町仙道郷・朝倉郷地区から 仰望する、四つ山の優美な山並み 景観。	・良好な眺望・仰望景観を維持するために、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。
山並み景観			

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	美都町仙道地区 美都町朝倉地区 の一部	・四つ山から眺望する、美都町仙道・朝倉地区の眺望景観。	・現在の良好な眺望景観を維持するために、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。
眺望景観		原のでは、一般のでは、一	
分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	美都町都茂地区 美都町丸茂地区	・国道 191 号沿いに広がる田園と 赤瓦屋根のまち並みが形成する、 農と赤瓦が調和した美しい農村・	・国道 191 号から見える範囲の建築物及 び工作物、屋外広告物等の形態・意匠・ 素材・色彩等について、農村・田園景観と
	の一部	田園景観。	の調和を優先する。

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案		
	飯 浦 地 区 戸田・小浜 地 区 津 田 地 区 木 部 地 区 大 田 地 区 の一部	・国道 191 号及び鉄道を主な視点場とした漁村特有のまち並みが残る、生活景としての漁村景観。	・現在の良好な漁村景観を構成している 統一感ある屋並みや家屋の材質・色彩 等について、特色ある景観として保全・継 承するために、建築物の形態・意匠・色 彩・高さ等、地域の実情に即した適切な 誘導を行う。		
漁村景観	飯浦地区の一部	飯浦町 (国道及び鉄道から眺	人形トン 176 2000 176 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 20		
	戸田・小浜地区の一部				
	国道及び鉄道から眺望できる範囲で、かつ、海岸線までの区間				
	西小浜町山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山	小 浜 作	36 X		

分類

候補地域

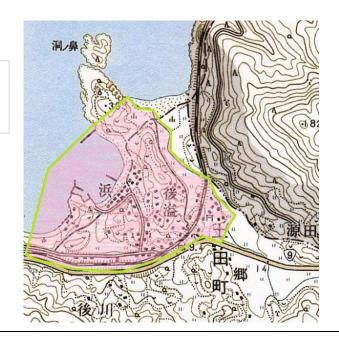
津田地区/木部地区/ 大浜地区の一部

国道及び鉄道から眺望できる 範囲で、かつ、海岸線までの 区間



土田地区の一部

国道及び鉄道から眺望できる 範囲で、かつ、海岸線までの 区間



分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	中島染羽線沿線 (駅前通り〜グラント ワ前の直線道路)	・「通り」を主役とした、賑わいと潤 いのある都市景観。	・接道部分を緑化することで、無機質で煩雑になりがちな都市景観に潤いを与える。 ・広告物等の色彩等については、適正な指導・助言を行うことにより、落ち着きのある都市景観の形成を図る。
都市景観	中島染羽線沿海の大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの	あけまの本町 消防舎東 高の本町 高の本町 高の合語 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の 高の	学校 日本

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	中吉田平田土地区画 整理事業実施区域 益田川左岸北部土地 区画整理事業実施区域 益田川左岸南部土地 区画整理事業実施区域(予定)	・「通り」を主役とした、賑わいと潤いのある都市景観。	・接道部分を緑化することで、無機質で煩雑になりがちな都市景観に潤いを与える。 ・広告物等の色彩等については、適正な指導・助言を行うことにより、落ち着きのある都市景観の形成を図る。
都市景観		区画整理事業実施区域 区画整理事業実施区域(事業ラ 員 6m以上の道路に接道する区間 中須町	
	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	高州川河川防災ステ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大



医光寺参道周辺地区



3 景観計画重点地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【重点地区候補地域の景観形成方針に基づく行為の制限】

景観重点地区において景観形成計画を進めるにあたり、地域の景観形成方針に沿って必要に応じ景観 形成基準を定めることができます。

なお、景観重点地区においては、全市域を対象とした通常の行為の制限に加え、個別に届出対象行為を 定めることができるため、地域の景観特性に応じたきめ細やかな配慮を行うことで、特色ある景観の保全・ 形成を誘導します。また、個別の届出対象行為を定めるにあたっては、各地域での合意形成を基本とし、詳 細な景観形成基準について地域住民と協議・検討していくこととします。

(参考)

重点地区候補地域	届出対象行為の例	位置·規模·色彩·形態等
高津川流域	・工作物のうち、特に太陽光発電施設の設置	・河川景観との調和を重視した、設置敷地周辺の植栽等
南洋川 <u></u> 川坝	・工作物・広告物等の設置・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・河川景観や赤瓦景観と調和した色彩・規模等
匹見峡·匹見川流域	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・河川景観や赤瓦景観と調和した色彩・規模等
海岸線全域	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・海岸景観と調和した色彩・規模等
四つ山	・工作物・広告物等の設置・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・四つ山の美しい山並み景観を阻害しない色彩・ 規模等
美都町仙道地区・朝倉 地区の一部	・工作物・広告物等の設置・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・四つ山から眺望する美しい農村景観を阻害し ない色彩・規模等
美都町都茂地区・丸茂 地区の一部(国道 191 号沿線)	・工作物・広告物等の設置・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・農村景観と調和した形態・意匠・素材・色彩・規模等
飯浦地区/戸田·小浜 地区/津田地区/木部	・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・漁村景観及び赤瓦景観と調和した形態・意匠・ 素材・色彩・規模等 ・鏝絵の積極的な保全
地区/大浜地区/土田 地区の一部	・工作物のうち、特に太陽光発電施設の設置	・設置の規模に関わらず、漁村景観・赤瓦景観を 阻害しないよう、設置場所等に配慮
	・工作物・広告物等の設置	・漁村特有の景観を阻害しない色彩・規模等
中島染羽線沿線·中吉 田平田地区/益田川左 岸北部/益田川左岸南	・建築物の新築・増改築・外観の変更等・工作物の設置	・潤いのある都市景観の創出のための、接道部分の緑化
部土地区画整理事業 実施地区	・広告物等の設置	・「通り」を主役とした、良好な都市景観の創出のための、落ち着きのある色彩や適切な規模等
高津柿本神社 参道周辺地区	・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・門前町の面影を残す統一感のあるまち並みを 保全するため、現存する家屋との調和を基本と した修景(屋根材・外壁等の素材・色彩及び建築 物の形態・意匠)等
七尾地区の一部 萬福寺参道周辺地区	・建築物の新築・増改築・外観の変更等・	・歴史的なまち並みの保全・形成のために、屋根 材には黒瓦を推奨する等
医光寺参道周辺地区	・その他事項	・地域のまちづくりに関する機運を醸成するため の取り組みについて、推奨する等

第6章

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成上、地域性や歴史・文化を特徴づけるために重要な役割を果たしていると考えられる建造物や樹木等については、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することができます。

なお、指定に際しては、あらかじめ所有者の意見を聴取し、その意向を尊重することを基本とします。

指定に関する基本的な方針については、以下のとおりです。

建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件を含む)の外観及び 樹容(樹木の姿)に、地域の自然・歴史・文化等の景観上の特徴が表れており、景観計画区域内の 良好な景観の形成に重要なものであること。

2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する基本的事項

【景観重要建造物】

- ○外観に、益田市の自然・歴史・文化・生活などの特性 が良く表われ、市の景観形成に良好な影響を与えてい るものであること。
- 〇優れた形態・意匠を有し、市民や来訪者に親しまれ、 市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ○地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の 景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ○外観に伝統的様式や技法が施され、市の歴史文化・生 活文化が感じられるもの。
- ○道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見することができるものであること。



【景観重要樹木】

- ○樹容に、益田市の自然・歴史・文化・生活などの景観上の特徴を有し、市の景観形成に良好な影響を 与えているものであること。
- ○地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の 景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ○周辺景観の核となり、市の景観形成に良好な影響を与 えているもの。
- ○樹容に品格や風格が備わり、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ○市の良好な景観形成に取り組む上で、重要な位置・場 所にあるもの。
- ○道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見することができるものであること。



- ※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けた建造物及び樹木については、市長の許可を受けなければ、現状変更(建造物については、増改築・外観の変更等。樹木については、伐採・移植。)を行うことができません。
- ※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けた建造物及び樹木については、その良好な景観 が損なわれないように、適切な管理に努める必要があります。
- ※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けた建造物及び樹木については、その適切な管理 のために必要な費用の一部について、支援を検討していきます。

第7章

良好な景観の保全・形成に向けて

第7章 良好な景観の保全・形成に向けて

1 良好な景観の保全・形成のためのルールづくりと計画の見直し

(1)景観まちづくりに対する支援

良好な景観の保全・形成のため、個人・団体が取り組む景観まちづくりに対しては、その費用の一部を「景観まちづくり基金」から助成することで、支援を行います。

(2)景観賞表彰制度

景観に関する意識啓発を兼ねた「景観賞表彰制度」に継続して取り組むことで、市民が主体となった活動等が、身近な景観の保全・形成に関わっていることへの認識を深めます。

(3)市が施工する公共施設の整備について

市が施工する公共施設(建築物・工作物等)については、その外観等が地域の景観と調和したものになるよう配慮するため、平成22年に「益田市公共施設デザイン検討委員会」を設置し、行政が率先して地域景観を考慮することとしています。

(4)景観計画の見直し等

景観計画は、良好な景観形成の方針をはじめ、景観形成基準に基づき行為を制限するなどの規制・誘導を図るものであり、景観形成に関する総合的なマスタープランとしての役割を果たすものです。このため、市の情勢や地域の実情についての考慮はもとより、住民提案制度等を設けることで地域住民の意見を反映し、重点地区の指定や行為の制限の改訂など、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(5)屋外広告物条例の検討

屋外広告物については、景観を形成する重要な構成要素であることから、きめ細やかな規制・誘導を図っていく必要があります。現在は、「島根県屋外広告物条例」における基準に基づき、適切な規制・誘導を行うこととしていますが、将来的には、本市の景観特性や地域性を考慮した独自の「益田市屋外広告物条例」の制定の検討を要します。

(6)景観資源の活用に向けた整備の推進

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に基づき、景観資源の維持管理や活用を図ります。 また、景観重要公共施設の整備に関する方針等についても随時検討する予定です。

(7) 文化財の保護と景観計画との連携について

中須東原遺跡が国の史跡指定を受け、『史跡中須東原遺跡整備基本計画』が策定される中、当該計画に基づく一定程度の整備により、目に見える史跡の景観としての状況や、周辺関係者の意向などを踏まえ、さらには、歴史を活かしたまちづくりの実現に向けた、まちの将来像である『歴史文化基本構想』などの策定状況を参酌した上で、文化財行政と連携し、必要に応じ景観計画へ反映させることとします。